

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	足立区民設学童保育室の選考状況について			
所管部課	地域のちから推進部 住区推進課			
内容	令和6年4月1日に開設を予定している民設学童保育室について、足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会(以下、「審査会」という。)を開催したので、次のとおり報告する。			
	1 業務名 足立区民設学童保育室設置促進補助事業			
	2 目的 令和5年3月に見直しを行なった「足立区学童保育室整備計画」に基づき、待機児童が多く見込まれる地域に令和6年4月1日から開設する民設学童保育室を公募により誘致する。			
	3 応募・審査件数			
		募集対象地域	応募件数	審査結果
	1	亀田小学校・関原小学校地域	2件	1件選定
	2	綾瀬小学校・東綾瀬小学校地域 ※1	1件	選定後辞退
	3	梅島小学校・梅島第一小学校地域	1件	不選定
	4	西新井第二小学校・西伊興小学校地域	1件	不選定
	5	東加平小学校地域 ※2	応募後辞退	/
6	青井小学校地域	応募なし		
7	大谷田小学校・長門小学校地域	応募なし		
8	島根小学校・中島根小学校地域	応募なし		
※1 選定後に、物件所有者から事業者に対して、物件が使用できなくなったとの連絡が入ったため				
※2 応募後に、物件所有者から事業者に対して、物件が使用できなくなったとの連絡が入ったため				
4 運営予定事業者(別添資料1参照)				
(1) 亀田小学校・関原小学校地域				
ア	名称	株式会社グローイングアップ		
イ	法人所在地	さいたま市見沼区中川979番地3		
ウ	設置予定地	足立区関原二丁目15番16号 マーキュリー関原1階		
エ	定員	40人		

オ 選定理由等

基準となる総合評価点数の6割を超えた。特に、開設する学童保育室の環境や開設までの準備についての評価が高く、異議なく選定された。

5 選定されなかった地域

(1) 梅島小学校・梅島第一小学校地域

ア 選定されなかった理由

基準となる総合評価点数の6割に満たなかったため

(2) 西新井第二小学校・西伊興小学校地域

ア 選定されなかった理由

基準となる総合評価点数の6割に満たなかったため

6 選定までの経緯

(1) 応募申込期間

令和5年6月13日から令和5年7月21日まで

(2) 審査会

ア 開催状況

	開催日	内 容
第1回	令和5年8月上旬	第一次選考（書類審査）
第2回	令和5年8月31日（木）	第二次選考 （事業者の特定：プレゼンテーション、ヒアリング）

イ 委員構成（計5名）

種 別	氏 名	役 職 等
学識経験者	【会長】 小野里 美 帆	文教大学教育学部 発達教育課程教授
	野 本 由紀子	足立区民生・児童委員協議会 主任児童委員
区 民	多 島 三 好	足立区青少年委員会会長
	依 田 保	地域のちから推進部長
区職員	飯 塚 尚 美	地域のちから推進部 多様性社会推進課長

ウ 審査項目及び審査結果

詳細は、別添資料2参照

7 応募がなかった4地域、選定されなかった2地域及び選定後辞退のあった1地域の対応について

(1) 応募がなかった理由（事業者への聞き取りから）

ア 公募対象地域において、2方向避難や面積等の条件で学童保育室に適した物件が見つからなかったため。

イ 地域によっては、賃借料が高く事業者としての採算が合わなかったため。

(2) 学童保育室開設に向けた取組み

ア 学童保育室運営の事業者を選定できなかった7地域については、令和6年3月の整備計画見直しを踏まえ、令和7年4月開設に向けた整備予定地域と合わせて改めて公募を実施する。

イ 事業者の声を参考に、賃借料補助の見直しを検討し、令和7年度開設からの民設学童保育室誘致の促進を図る。

8 問題点・今後の方針

今回決定した民設学童保育室については、事業者との連絡を密に取りながら進捗状況を把握し、令和6年4月開設に向けて進行管理を徹底させる。

民設学童保育室の選考状況について【亀田小学校・関原小学校地域】

1 施設の概要

- (1) 所在地 足立区関原二丁目15番16号 マーキュリー関原1階
 (2) 構造 鉄骨造3階建て
 (3) 学童保育室使用部分の延床面積 100.53㎡

2 運営予定事業者の概要

団体名	株式会社グローイングアップ		
設立年月日	平成22年6月10日		
事業概要	児童福祉施設の設置・運営		
代表取締役	土屋 貴正		
主な運営実績	戸田市	学童保育室	5か所
	中野区	学童保育室	1か所
	小平市	学童保育室	1か所 他

3 学童保育室の保育支援方針の概要、税理士による財務診断結果及び収支計画の概要

(1) 保育支援方針の概要

- ア 日々の活動を通して、地域に必要とされ、明るく、心豊かな地域づくりに寄与することを目指している。学童の活動は、施設にとどまらず、積極的に地域に赴き、子どもたち、保護者の皆様と地域を繋ぐことができるよう支援していく。
- イ 学童保育室の運営に子どもたちが主体的に関わることができるよう、行事やイベントを実施する際には、子どもたちにも企画段階から考えてもらう。ただ自分の意見を主張させるだけではなく、意見の集約から実施まで子どもたちに責任をもって取り組んでもらう機会を設ける。行事やイベントに加え、学童のルールについても考えさせることで、子どもたちが自発的に自分の居場所を作り出すことができるよう支援していく。

(2) 税理士による財務診断結果

評価点数			総合評価 (A～D)	コメント
安全性	収益性	経営効率		
4	4	4	B	過去3期ともに黒字である。令和3年度は黒字金額は減少したが、令和4年度は売上も伸び、経常利益も増えている。

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表(亀田小学校・関原小学校地域)

項番	評価項目		配点	事業者名		事業者名		
				株式会社 グローイングアップ		A 社		
	分類	説明		得点	割合	得点	割合	
1	150点	運営団体について	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	50	42	84.0%	30	60.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	40	80.0%	32	64.0%	
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	40	80.0%	38	76.0%	
		小 計		150	122	81.3%	100	66.7%
4	200点	学童保育室の施設について	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	40	80.0%	40	80.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	48	96.0%	40	80.0%	
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	42	84.0%	42	84.0%	
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	40	80.0%	40	80.0%	
		小 計		200	170	85.0%	162	81.0%
8	150点	学童開設までの準備について	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	40	80.0%	40	80.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	40	80.0%	36	72.0%	
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	42	84.0%	34	68.0%	
		小 計		150	122	81.3%	110	73.3%
11	250点	職員体制について	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	36	72.0%	42	84.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	30	60.0%	40	80.0%	
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	36	72.0%	36	72.0%	
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	36	72.0%	34	68.0%	
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについての確に定められているか。	50	38	76.0%	40	80.0%	
		小 計		250	176	70.4%	192	76.8%
16	250点	危機管理について	非常災害時の対応についての確に定めているか。	50	40	80.0%	40	80.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての確に定めているか。	50	40	80.0%	36	72.0%	
18		事件・事故時の対応についての確に定めているか。	50	38	76.0%	38	76.0%	
19		施設の衛生管理についての確に定めているか。	50	38	76.0%	40	80.0%	
20		アレルギー対応策についての確に定めているか。	50	36	72.0%	40	80.0%	
		小 計		250	192	76.8%	194	77.6%
21	350点	子どもの育成支援について	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	42	84.0%	40	80.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	38	76.0%	38	76.0%	
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	40	80.0%	38	76.0%	
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的な生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	40	80.0%	38	76.0%	
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	38	76.0%	38	76.0%	
26		発達支援児等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	34	68.0%	30	60.0%	
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	40	80.0%	38	76.0%	
		小 計		350	272	77.7%	260	74.3%
28	150点	保護者・学校・地域・関係機関等との連携	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	38	76.0%	34	68.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	36	72.0%	36	72.0%	
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	40	80.0%	38	76.0%	
		小 計		150	114	76.0%	108	72.0%
合 計				1,500	1,168	77.9%	1,126	75.1%

項番	評価項目		加点	得点	割合	得点	割合	
	分類	説明						評価基準(得点)
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75	45	0	0	
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)					
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	0	20	66.7%	
総 計				1,605	1,168	72.8%	1,146	71.4%

順 位				1	2
------------	--	--	--	---	---

選定後辞退

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表(綾瀬小学校・東綾瀬小学校地域)

項番	評価項目		配点	事業者名	
	分類	説明		B社	
				得点	割合
1	150点 運営団体について	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	50	46	92.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	44	88.0%
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	48	96.0%
		小計	150	138	92.0%
4	200点 学童保育室の施設について	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	40	80.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	42	84.0%
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	34	68.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	40	80.0%
		小計	200	156	78.0%
8	150点 学童開設までの準備について	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	42	84.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	42	84.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	36	72.0%
		小計	150	120	80.0%
11	250点 職員体制について	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	40	80.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	36	72.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	34	68.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	40	80.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについての確に定められているか。	50	36	72.0%
		小計	250	186	74.4%
16	250点 危機管理について	非常災害時の対応についての確に定めているか。	50	44	88.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての確に定めているか。	50	44	88.0%
18		事件・事故時の対応についての確に定めているか。	50	42	84.0%
19		施設の衛生管理についての確に定めているか。	50	42	84.0%
20		アレルギー対応策についての確に定めているか。	50	40	80.0%
		小計	250	212	84.8%
21	350点 子どもの育成支援について	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	46	92.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	38	76.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	38	76.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的な生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	44	88.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	42	84.0%
26		発達支援等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	34	68.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	34	68.0%
		小計	350	276	78.9%
28	150点 保護者・学校・地域・関係機関等との連携	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行之、信頼関係が構築できるか。	50	38	76.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	38	76.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	38	76.0%
		小計	150	114	76.0%
合計			1,500	1,202	80.1%

項番	評価項目			加点点	得点	割合
	分類	説明	評価基準(得点)			
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75	45	0
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)			
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	0	
総計				1,605	1,202	74.9%

順位				1	
----	--	--	--	---	--

不 選 定

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表(梅島小学校・梅島第一小学校地域)

項番	評 価 項 目		配点	事業者名	
	分 類	説 明		C 社	
				得点	割合
1	150点 運営団体について	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	50	42	84.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	38	76.0%
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	30	60.0%
		小 計	150	110	73.3%
4	200点 学童保育室の施設について	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	42	84.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	42	84.0%
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	46	92.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	40	80.0%
		小 計	200	170	85.0%
8	150点 学童開設までの準備について	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	24	48.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	32	64.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	32	64.0%
		小 計	150	88	58.7%
11	250点 職員体制について	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	34	68.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	26	52.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	24	48.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	26	52.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについての確に定められているか。	50	26	52.0%
		小 計	250	136	54.4%
16	250点 危機管理について	非常災害時の対応についての確に定めているか。	50	30	60.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての確に定めているか。	50	28	56.0%
18		事件・事故時の対応についての確に定めているか。	50	28	56.0%
19		施設の衛生管理についての確に定めているか。	50	28	56.0%
20		アレルギー対応策についての確に定めているか。	50	28	56.0%
		小 計	250	142	56.8%
21	350点 子どもの育成支援について	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	36	72.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	26	52.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	28	56.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的な生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	28	56.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	32	64.0%
26		発達支援等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	28	56.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	28	56.0%
		小 計	350	206	58.9%
28	150点 保護者・学校・地域・関係機関等との連携	保護者と日々の連絡や情報共有を十分に行い、信頼関係が構築できるか。	50	30	60.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	30	60.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	30	60.0%
		小 計	150	90	60.0%
合 計			1,500	942	62.8%

項番	評 価 項 目			加点	得点	割合
	分類	説明	評価基準(得点)			
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加点)	75	45	0
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加点)			
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加点)	30	0	
総 計				1,605	942	58.7%

順 位				1	
-----	--	--	--	---	--

不 選 定

足立区民設学童保育室設置促進補助金交付審査会 審査結果表(西新井第二小学校・西伊興小学校地域)

項番	評 価 項 目		配点	事業者名	
	分 類	説 明		C 社	
				得点	割合
1	運営団体について 150点	財務状況は安定しているか(税理士による財務状況調査結果を参照)。	50	44	88.0%
2		運営体制は安定しているか。	50	38	76.0%
3		学童保育室(若しくは類似施設)について豊富な運営実績を有しているか。	50	30	60.0%
		小 計	150	112	74.7%
4	学童保育室の施設 について 200点	立地が適切であるか(対象校との距離、周辺環境)。	50	42	84.0%
5		専用スペースの面積(一人あたり1.65㎡以上)が十分にあるか。	50	40	80.0%
6		必要な設備(トイレ2器以上、台所、事務スペース、静養スペース、採光)を十分に有しているか。	50	46	92.0%
7		非常災害時に対応しやすい設備(避難路(2方向以上)、非常口、非常用設備)となっているか。	50	38	76.0%
		小 計	200	166	83.0%
8	学童開設までの準備 について 150点	開設までのスケジュール(工事や職員採用)は適切か。	50	24	48.0%
9		開設までの資金計画は適正か。	50	32	64.0%
10		開設後5年間の収支計画は適正か。	50	32	64.0%
		小 計	150	88	58.7%
11	職員体制について 250点	現場責任者の資格や経験など適性は十分か。	50	38	76.0%
12		放課後児童支援員を安定して配置できる体制(人数、補充体制)が整っているか。	50	28	56.0%
13		職員の資質及び保育の質の向上のため、教育体制や研修計画が充実しているか。	50	26	52.0%
14		職員に対して個人情報の保護・管理に関する教育が徹底されているか。	50	26	52.0%
15		指揮命令系統、本部との連携や支援体制などについての確に定められているか。	50	26	52.0%
		小 計	250	144	57.6%
16	危機管理について 250点	非常災害時の対応についての確に定めているか。	50	30	60.0%
17		不審者対応等の防犯対策についての確に定めているか。	50	28	56.0%
18		事件・事故時の対応についての確に定めているか。	50	28	56.0%
19		施設の衛生管理についての確に定めているか。	50	32	64.0%
20		アレルギー対応策についての確に定めているか。	50	30	60.0%
		小 計	250	148	59.2%
21	子どもの育成支援に ついて 350点	学童の基本方針や運営理念は、国が定める「放課後児童クラブ運営指針」に沿ったものとなっているか。	50	36	72.0%
22		育成支援の方針は、子どもの発達状況や個性に即したものとなっているか。	50	26	52.0%
23		遊びの支援方針は、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びができるものとなっているか。	50	28	56.0%
24		子どもの出欠席・健康管理や基本的な生活習慣の定着等、日常生活の支援方針が適切なものとなっているか。	50	28	56.0%
25		おやつの方針は、子どもが落ち着いておやつを楽しめるとともに、補食としての栄養バランスや食育について考慮したものとなっているか。	50	30	60.0%
26		発達支援等配慮が必要な子どもについて、適切な支援方針となっているか。	50	30	60.0%
27		団体の専門性や実績を活かした優れた提案があるか。	50	30	60.0%
		小 計	350	208	59.4%
28	保護者・学校・地域・ 関係機関等との連携 150点	保護者と日々の連絡や情報共有を十分にを行い、信頼関係が構築できるか。	50	32	64.0%
29		学校や地域、関係機関と協力関係を築くことができるか。	50	28	56.0%
30		保護者や近隣住民等からの意見・要望や苦情・相談に対応できる体制はあるか。	50	30	60.0%
		小 計	150	90	60.0%
合 計			1,500	956	63.7%

項番	評 価 項 目			加 点	得 点	割 合
	分 類	説 明	評 価 基 準 (得 点)			
1	区内業者	区内に本店があり、対象業務区域が区内	区内に本店がある(5%を加算)	75	45	0
2	区内業者	区内に支店があり、対象業務区域が区内	区内に支店がある(3%を加算)			
3	ワーク・ライフ・バランス推進企業	足立区ワークライフバランス推進企業等に認定	推進企業に認定されている(2%を加算)	30	0	
総 計				1,605	956	59.6%

順 位			1

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

<p>件名</p>	<p>『足立区地域保健福祉計画』策定に係るアンケート・地域懇談会の実施結果及び今後のスケジュールについて</p>
<p>所管部課</p>	<p>福祉部 福祉管理課</p>
<p>内容</p>	<p>令和5年度末を目途に策定を進めている「足立区地域保健福祉計画」について、これまで実施してきたアンケートや地域懇談会の実施結果と今後のスケジュールを、以下のとおり報告する。</p> <p>1 本計画の位置づけイメージ</p> <p>(1) 地域保健福祉における理念や方向性を明らかにし、足立区の基本構想・基本計画を具現化</p> <p>(2) 保健福祉分野の最上位計画に位置付け、関連する個別計画の中に具体的な施策や事業の詳細を掲載</p> <p>(3) 地域保健福祉に関連する個別計画を横断する「共通の理念」や「共通して取り組むべき事項」を記載</p>

2 地域福祉に係るアンケートの実施結果

複雑化する課題や、高齢・障がい等の各分野の狭間で見過ごされがちな支援ニーズを把握するため、アンケートを実施した。

回答数	1, 812件
実施時期	令和5年5月19日（金）から6月23日（金）
回答方法	紙面とオンライン回答の併用
対象	高齢、障がい、保育関連の事業所や専門職、町会・自治会、NPO活動団体など地域福祉に携わる方に広く実施 ① 民生・児童委員や保護司、区職員等：約3,000人 ② 高齢、障がい、保育、生活支援等の事業所や団体：2,400か所 ③ その他一般区民の方（オンライン回答のみ）
内容	① 日頃の活動や業務での気づき、気になる相談、対応困難な事例（例：8050世帯・ヤングケアラー等） ② 上記のような事例があった際に、特に連携を強めていきたいと思う他の団体や専門職

《アンケートで記載があった事例》

経済的な 困窮状態

- 身寄りがなく、経済的に困窮しているが生活保護の対象にならない。
- 年金のみで困窮しており、介護保険サービスの利用を控えてしまう。
- 特に母子家庭、外国人世帯の困窮状態が目立っている。

8050世帯

- 高齢の親が、ひきこもりの子の身の周りの面倒をみている。
- 父親は70歳をこえ、子がひきこもり状態。入退院を繰り返す子が父が一人で見ているが、支援の手立てがない。

ヤングケアラー

- 中学生がきょうだい(0才)の世話が大変と言っていた事例があった。
- 小学生が祖母のオムツ交換と食事の世話をしてから登校している。
- 母子家庭で、幼いきょうだいの面倒のため学校を休んでいる中学生がいた。

ごみ屋敷

- 子どもの登校が不安定であり、家庭状況を見ると、ごみ屋敷やペットの多頭飼いの状況にあった。
- 周囲から孤立し、住まいがごみ屋敷になっている。

孤立

- 特に男性の場合、住区センター等も利用せず孤立状態に陥る。
- 「1人で大丈夫だから」と言い、周りとの関わりを拒否する。
- 外国籍の親子で言葉があまり伝わらず、親戚など頼れる人もいない。

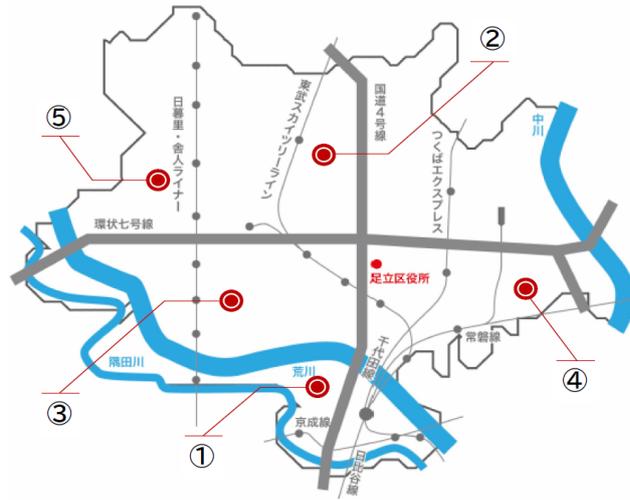
認知症

- 配偶者が他界して以降、残された方が認知症になってしまった。
- 園児の散歩に一緒についてきて、家への帰り方が分からなくなった。
- 明らかに認知症であるが、家族が認めないケースが多い。

3 地域懇談会の実施結果

計画策定過程の一環として、以下のとおり地域懇談会を開催した。

(1) 実施日時及び参加者数



実施日時・場所（開催順） ※ 開会～閉会後の自由交流時間を含む。		参加者数 (実施地域内からの参加者)
①	千住柳町住区センター 令和5年8月29日（火曜）午後7時～9時	9人 (8人)
②	竹の塚障がい福祉館 令和5年8月31日（木曜）午後7時～9時	26人 (14人)
③	興本地域学習センター 令和5年9月5日（火曜）午後7時～9時	10人 (6人)
④	東和住区センター 令和5年9月9日（土曜）午前10時～正午	12人 (7人)
⑤	鹿浜地域学習センター 令和5年9月10日（日曜）午前10時～正午	9人 (3人)

※ 町会・自治会や民生・児童委員のほか、高齢者・障がい・子ども関連の事業者や、福祉・健康・子育て関連のNPO活動団体など様々な分野から参加者あり

(2) 実施形態・内容

実施形態	グループワーク形式 ※ 各グループにファシリテーター配置
主な内容	① 足立区で活動・暮らしているなかで、地域福祉について感じていること、問題・課題の意見交換 ② 上記①で出た課題を地域で解決をしようとするために必要なこと・アイデアの意見交換

4 今後のスケジュール（予定）

策定に向けて、以下のスケジュールで進めていく。

年	月	内容
令和 5年	4	地域福祉に関するアンケート 準備 (対象：高齢・障がい分野など地域福祉に携わる方々及び一般区民)
	5	アンケート実施 5月19日(金)～6月23日(金) 基本理念・計画構成の検討
	6	第3回 地域保健福祉計画策定部会 厚生委員会報告
	7	計画素案作成 アンケート集計・分析
	8	地域懇談会の実施(5地域×各1回) 第4回・第5回 地域保健福祉計画策定部会
	9	厚生委員会報告
	10	計画素案作成 第6回 地域保健福祉計画策定部会
	11	計画素案完成 第7回 地域保健福祉計画策定部会
令和 6年	1	パブリックコメント実施 第8回・第9回 地域保健福祉計画策定部会
	2	厚生委員会報告 計画案最終調整
	3	計画策定(足立区地域保健福祉推進協議会で報告)
	4	4月以降に印刷・製本予定

5 今後の方針

地域福祉に係るアンケートや地域懇談会により、地域での課題や困りごとについて把握・意見交換するとともに、パブリックコメントを実施し、足立区に即した計画を目指していく。

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	足立区障がい福祉関連計画の策定に伴う中間報告及びパブリックコメントの実施について																											
所管部課	福祉部 障がい福祉課、衛生部 中央本町地域・保健総合支援課																											
内容	<p>現在策定中の足立区障がい福祉関連計画について、下記の通り素案（別添資料「足立区障がい者計画・第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画素案」）がまとまったので報告する。</p> <p>1 障がい福祉関連計画の体系</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和6年度～8年度</th> <th>令和9年度～11年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障がい者計画 (障害者基本法)</td> <td colspan="2">足立区障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プランⅣ</td> </tr> <tr> <td>障がい福祉計画 (障害者総合支援法)</td> <td>第7期 障がい福祉計画</td> <td>第8期 障がい福祉計画</td> </tr> <tr> <td>障がい児福祉計画 (児童福祉法)</td> <td>第3期 障がい児福祉計画</td> <td>第4期 障がい児福祉計画</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">* 網掛け部分を策定する</p> <p>2 主な内容</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>章</th> <th>内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1章</td> <td>障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ 計画策定の目的と背景、計画期間、位置づけ</td> </tr> <tr> <td>第2章</td> <td>計画策定にあたっての基本的な考え方 国の基本指針、区基本計画や地域福祉計画との関係性など</td> </tr> <tr> <td>第3章</td> <td>障がい者計画 足立区のめざす障がい者福祉 基本理念と基本理念を実現するための4つの視点</td> </tr> <tr> <td>第4章</td> <td>施策の体系</td> </tr> <tr> <td>第5章</td> <td>基本方針と成果指標</td> </tr> <tr> <td>第6章</td> <td>第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 国の成果目標に対する区の目標、サービス見込量と確保のための方策</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 今後の予定</p> <p>素案は現段階の考え方を示したものであり、下記日程でパブリックコメントの実施や障がい者団体等からの意見聴取を行い、本計画を令和6年3月に策定する。</p> <p>(1) パブリックコメントの実施・障がい者団体等からの意見聴取 令和5年12月15日（金）～令和6年1月15日（月）</p>			令和6年度～8年度	令和9年度～11年度	障がい者計画 (障害者基本法)	足立区障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プランⅣ		障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	第7期 障がい福祉計画	第8期 障がい福祉計画	障がい児福祉計画 (児童福祉法)	第3期 障がい児福祉計画	第4期 障がい児福祉計画	章	内容等	第1章	障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ 計画策定の目的と背景、計画期間、位置づけ	第2章	計画策定にあたっての基本的な考え方 国の基本指針、区基本計画や地域福祉計画との関係性など	第3章	障がい者計画 足立区のめざす障がい者福祉 基本理念と基本理念を実現するための4つの視点	第4章	施策の体系	第5章	基本方針と成果指標	第6章	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 国の成果目標に対する区の目標、サービス見込量と確保のための方策
	令和6年度～8年度	令和9年度～11年度																										
障がい者計画 (障害者基本法)	足立区障がい者計画 あだちノーマライゼーション推進プランⅣ																											
障がい福祉計画 (障害者総合支援法)	第7期 障がい福祉計画	第8期 障がい福祉計画																										
障がい児福祉計画 (児童福祉法)	第3期 障がい児福祉計画	第4期 障がい児福祉計画																										
章	内容等																											
第1章	障がい者計画、障がい福祉計画・障がい児福祉計画の位置づけ 計画策定の目的と背景、計画期間、位置づけ																											
第2章	計画策定にあたっての基本的な考え方 国の基本指針、区基本計画や地域福祉計画との関係性など																											
第3章	障がい者計画 足立区のめざす障がい者福祉 基本理念と基本理念を実現するための4つの視点																											
第4章	施策の体系																											
第5章	基本方針と成果指標																											
第6章	第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画 国の成果目標に対する区の目標、サービス見込量と確保のための方策																											

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	令和5年度【下半期】介護サービス事業所・障がい福祉サービス等事業所に対する物価高騰支援を目的とした区独自の特別給付金支給事業の実施について																																																																																																																																							
所管部課	福祉部 障がい福祉課、介護保険課 衛生部 中央本町地域・保健総合支援課																																																																																																																																							
内容	<p>介護サービス事業所（訪問看護含む）・障がい福祉サービス等事業所を対象とする物価高騰支援を目的とした特別給付金支給事業の実施について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 概要 物価高騰により、厳しい運営を強いられている区内介護サービス事業所・障がい福祉サービス等事業所を対象に、令和5年度上半期に引き続き、物価高騰支援を目的とした区独自の特別給付金を下半期分として支給する。</p> <p>2 事業内容 (1) 令和5年度の物価高騰に対する事業所支援として、消費者物価指数の上昇率や令和5年8月に実施した区内事業所アンケート調査結果を基に、事業所の定員区分や提供するサービスの種類に応じて、1事業所につき支給額55千円から915千円を支給する。 (2) 令和5年10月1日時点で事業所を運営し、年度末に事業を継続していることを要件とする。 (3) 申請期間は、令和5年12月下旬から3月までを予定する。 (4) 支給開始は、令和6年1月下旬を予定する。 (5) 都も12月以降、足立区の給付金と併給可能な上半期の物価高騰緊急対策支援金を支給予定。なお、下半期の都の支援金の実施については未定。</p> <p>3 事業規模 (1) 対象事業所 約1,400事業所(介護：約1,000事業所・障がい：約400事業所) (2) 総支給額 204,515千円(介護：155,525千円・障がい：48,990千円) (3) 定員区分・サービスごとの支給額一覧 単位：千円</p> <table border="1" data-bbox="443 1630 1458 2089"> <thead> <tr> <th rowspan="2">定員</th> <th rowspan="2">事業所数</th> <th rowspan="2">基本給付</th> <th colspan="4">①入所サービス</th> <th colspan="4">②通所サービス</th> </tr> <tr> <th>事業所数</th> <th>加算給付</th> <th>1事業所支給額(上半期)</th> <th>下半期支給額</th> <th>事業所数</th> <th>加算給付</th> <th>1事業所支給額(上半期)</th> <th>下半期支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人～10人</td> <td>312</td> <td>55</td> <td>135</td> <td>100</td> <td>155 (230)</td> <td>20,925</td> <td>177</td> <td>15</td> <td>70 (100)</td> <td>12,390</td> </tr> <tr> <td>11人～20人</td> <td>206</td> <td>110</td> <td>30</td> <td>200</td> <td>310 (460)</td> <td>9,300</td> <td>176</td> <td>25</td> <td>135 (200)</td> <td>23,760</td> </tr> <tr> <td>21人～30人</td> <td>80</td> <td>160</td> <td>5</td> <td>300</td> <td>460 (690)</td> <td>2,300</td> <td>75</td> <td>40</td> <td>200 (300)</td> <td>15,000</td> </tr> <tr> <td>31人～60人</td> <td>106</td> <td>210</td> <td>23</td> <td>400</td> <td>610 (920)</td> <td>14,030</td> <td>83</td> <td>55</td> <td>265 (400)</td> <td>21,995</td> </tr> <tr> <td>61人～100人</td> <td>35</td> <td>265</td> <td>27</td> <td>495</td> <td>760 (1,150)</td> <td>20,520</td> <td>8</td> <td>65</td> <td>330 (500)</td> <td>2,640</td> </tr> <tr> <td>101人以上</td> <td>30</td> <td>320</td> <td>29</td> <td>595</td> <td>915 (1,380)</td> <td>26,535</td> <td>1</td> <td>80</td> <td>400 (600)</td> <td>400</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="4">小計(①入所サービス)</td> <td>93,610</td> <td colspan="3">小計(②通所サービス)</td> <td>76,185</td> </tr> <tr> <th>定員</th> <th>事業所数</th> <th>基本給付</th> <th colspan="4">③訪問サービス</th> <td colspan="2" rowspan="3">事業所合計</td> <td colspan="2" rowspan="3">総支給額(①+②+③)</td> </tr> <tr> <td>定員なし</td> <td>訪問入浴</td> <td>12</td> <td>55</td> <td>12</td> <td>15</td> <td>70 (100)</td> <td>840</td> </tr> <tr> <td>定員なし</td> <td>上記以外の訪問</td> <td>616</td> <td>55</td> <td>616</td> <td>加算給付なし</td> <td>55 (80)</td> <td>33,880</td> </tr> <tr> <td colspan="3"></td> <td colspan="4">小計(③訪問サービス)</td> <td>34,720</td> <td>1397</td> <td colspan="2">204,515</td> </tr> </tbody> </table>	定員	事業所数	基本給付	①入所サービス				②通所サービス				事業所数	加算給付	1事業所支給額(上半期)	下半期支給額	事業所数	加算給付	1事業所支給額(上半期)	下半期支給額	1人～10人	312	55	135	100	155 (230)	20,925	177	15	70 (100)	12,390	11人～20人	206	110	30	200	310 (460)	9,300	176	25	135 (200)	23,760	21人～30人	80	160	5	300	460 (690)	2,300	75	40	200 (300)	15,000	31人～60人	106	210	23	400	610 (920)	14,030	83	55	265 (400)	21,995	61人～100人	35	265	27	495	760 (1,150)	20,520	8	65	330 (500)	2,640	101人以上	30	320	29	595	915 (1,380)	26,535	1	80	400 (600)	400				小計(①入所サービス)				93,610	小計(②通所サービス)			76,185	定員	事業所数	基本給付	③訪問サービス				事業所合計		総支給額(①+②+③)		定員なし	訪問入浴	12	55	12	15	70 (100)	840	定員なし	上記以外の訪問	616	55	616	加算給付なし	55 (80)	33,880				小計(③訪問サービス)				34,720	1397	204,515	
定員	事業所数				基本給付	①入所サービス				②通所サービス																																																																																																																														
		事業所数	加算給付	1事業所支給額(上半期)		下半期支給額	事業所数	加算給付	1事業所支給額(上半期)	下半期支給額																																																																																																																														
1人～10人	312	55	135	100	155 (230)	20,925	177	15	70 (100)	12,390																																																																																																																														
11人～20人	206	110	30	200	310 (460)	9,300	176	25	135 (200)	23,760																																																																																																																														
21人～30人	80	160	5	300	460 (690)	2,300	75	40	200 (300)	15,000																																																																																																																														
31人～60人	106	210	23	400	610 (920)	14,030	83	55	265 (400)	21,995																																																																																																																														
61人～100人	35	265	27	495	760 (1,150)	20,520	8	65	330 (500)	2,640																																																																																																																														
101人以上	30	320	29	595	915 (1,380)	26,535	1	80	400 (600)	400																																																																																																																														
			小計(①入所サービス)				93,610	小計(②通所サービス)			76,185																																																																																																																													
定員	事業所数	基本給付	③訪問サービス				事業所合計		総支給額(①+②+③)																																																																																																																															
定員なし	訪問入浴	12	55	12	15	70 (100)					840																																																																																																																													
定員なし	上記以外の訪問	616	55	616	加算給付なし	55 (80)					33,880																																																																																																																													
			小計(③訪問サービス)				34,720	1397	204,515																																																																																																																															

(4) 令和5年度上半期事業と下半期事業の主な比較

	令和5年度上半期	令和5年度下半期
総支給額	304,210千円	204,515千円
支援割合	物価高騰分の2/3	物価高騰分の2/3
費目	食材費・光熱水費・ガソリン代	食材費・光熱水費・ガソリン代

4 今後の方針

- (1) 事業所への周知を丁寧に行い、確実な支給に繋げる。
- (2) 都の下半期分の支援金について実施が決まった際には、給付内容および併給可能の可否を速やかに都に確認する。

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画策定に伴う中間報告について														
所管部課	福祉部 高齢福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課														
内容	<p>令和6年度から8年度までを計画期間とする「足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画 中間報告」（以下「中間報告」という。）がまとまったので報告する。</p> <p>1 主な内容</p> <table border="1" data-bbox="375 705 1481 1585"> <tr> <td data-bbox="375 705 534 840">第1章</td> <td data-bbox="534 705 1481 840"> 足立区地域包括ケアシステム 足立区における地域包括ケアシステムの考え方と、それを実現するための役割等を記載。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 840 534 929">第2章</td> <td data-bbox="534 840 1481 929"> 高齢者保健福祉計画の概要 計画策定の目的や位置付け等を記載。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 929 534 1097">第3章</td> <td data-bbox="534 929 1481 1097"> 区の現状 足立区の人口の現状と推計、地域包括ケアシステムビジョンの18本の柱における成果指標（令和4年度実績）や高齢者等実態調査の結果から見えてきた今後の課題等を記載。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1097 534 1220">第4章</td> <td data-bbox="534 1097 1481 1220"> 高齢者保健福祉計画の基本理念と施策 基本理念の設定と施策体系の見直し、各体系の取組方針と紐づく重点施策等を記載。 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="375 1220 534 1585">第5章</td> <td data-bbox="534 1220 1481 1585"> 第9期介護保険事業計画 今後のサービス利用者数や施設整備計画等から3か年の給付費を推計し、第9期介護保険料を検討案として提示。 <table border="1" data-bbox="550 1355 1465 1579"> <tr> <td data-bbox="550 1355 1465 1444">① 期間中に、準備基金を取り崩し、介護保険料基準額の上昇抑制を図る</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1444 1465 1489">② 所得別段階のさらなる多段階化を検討</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1489 1465 1534">③ 第8期保険料基準額 6,760円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1534 1465 1579">⇒ 第9期保険料基準額（案） 7,220円～7,520円</td> </tr> </table> </td> </tr> </table> <p>2 今後の方針</p> <p>この中間報告は現段階での考え方を提示するものである。今後、区民の意見や厚生労働省の通知内容を検討し、本計画を策定する。</p>	第1章	足立区地域包括ケアシステム 足立区における地域包括ケアシステムの考え方と、それを実現するための役割等を記載。	第2章	高齢者保健福祉計画の概要 計画策定の目的や位置付け等を記載。	第3章	区の現状 足立区の人口の現状と推計、地域包括ケアシステムビジョンの18本の柱における成果指標（令和4年度実績）や高齢者等実態調査の結果から見えてきた今後の課題等を記載。	第4章	高齢者保健福祉計画の基本理念と施策 基本理念の設定と施策体系の見直し、各体系の取組方針と紐づく重点施策等を記載。	第5章	第9期介護保険事業計画 今後のサービス利用者数や施設整備計画等から3か年の給付費を推計し、第9期介護保険料を検討案として提示。 <table border="1" data-bbox="550 1355 1465 1579"> <tr> <td data-bbox="550 1355 1465 1444">① 期間中に、準備基金を取り崩し、介護保険料基準額の上昇抑制を図る</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1444 1465 1489">② 所得別段階のさらなる多段階化を検討</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1489 1465 1534">③ 第8期保険料基準額 6,760円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1534 1465 1579">⇒ 第9期保険料基準額（案） 7,220円～7,520円</td> </tr> </table>	① 期間中に、準備基金を取り崩し、介護保険料基準額の上昇抑制を図る	② 所得別段階のさらなる多段階化を検討	③ 第8期保険料基準額 6,760円	⇒ 第9期保険料基準額（案） 7,220円～7,520円
第1章	足立区地域包括ケアシステム 足立区における地域包括ケアシステムの考え方と、それを実現するための役割等を記載。														
第2章	高齢者保健福祉計画の概要 計画策定の目的や位置付け等を記載。														
第3章	区の現状 足立区の人口の現状と推計、地域包括ケアシステムビジョンの18本の柱における成果指標（令和4年度実績）や高齢者等実態調査の結果から見えてきた今後の課題等を記載。														
第4章	高齢者保健福祉計画の基本理念と施策 基本理念の設定と施策体系の見直し、各体系の取組方針と紐づく重点施策等を記載。														
第5章	第9期介護保険事業計画 今後のサービス利用者数や施設整備計画等から3か年の給付費を推計し、第9期介護保険料を検討案として提示。 <table border="1" data-bbox="550 1355 1465 1579"> <tr> <td data-bbox="550 1355 1465 1444">① 期間中に、準備基金を取り崩し、介護保険料基準額の上昇抑制を図る</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1444 1465 1489">② 所得別段階のさらなる多段階化を検討</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1489 1465 1534">③ 第8期保険料基準額 6,760円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="550 1534 1465 1579">⇒ 第9期保険料基準額（案） 7,220円～7,520円</td> </tr> </table>	① 期間中に、準備基金を取り崩し、介護保険料基準額の上昇抑制を図る	② 所得別段階のさらなる多段階化を検討	③ 第8期保険料基準額 6,760円	⇒ 第9期保険料基準額（案） 7,220円～7,520円										
① 期間中に、準備基金を取り崩し、介護保険料基準額の上昇抑制を図る															
② 所得別段階のさらなる多段階化を検討															
③ 第8期保険料基準額 6,760円															
⇒ 第9期保険料基準額（案） 7,220円～7,520円															

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）の公聴会及びパブリックコメントの実施結果について																																
所管部課	福祉部 高齢福祉課、地域包括ケア推進課、介護保険課																																
内容	<p>足立区高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画（中間報告）の公聴会及びパブリックコメントの実施結果について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 公聴会</p> <p>(1) 日程・参加人数等</p> <table border="1" data-bbox="339 698 1484 1108"> <thead> <tr> <th></th> <th>日時</th> <th>場所</th> <th>参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>10月17日(火)19時～</td> <td>江北地域学習センター</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>10月21日(土)14時～</td> <td>竹の塚地域学習センター</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>③</td> <td>10月24日(火)14時～</td> <td>生涯学習センター</td> <td>14人</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>10月27日(金)14時～</td> <td>保塚地域学習センター</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td>⑤</td> <td>10月29日(日)14時～</td> <td>勤労福祉会館</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td>⑥</td> <td>10月31日(火)19時～</td> <td>梅田地域学習センター</td> <td>15人</td> </tr> <tr> <td colspan="2">合計</td> <td>6回開催</td> <td>89人</td> </tr> </tbody> </table> <p><参考>令和2年度公聴会実施結果 6回開催、合計122人参加</p> <p>(2) 主な意見・要望等</p> <p>ア 介護保険料を値上げしないほしい。</p> <p>イ 国、都、区の公的負担を増やしてほしい。</p> <p>ウ 基金を保険料上昇抑制に使ってほしい。</p> <p>エ 葛飾区のように、お弁当の配食サービスに補助金をつけてほしい。</p> <p>オ 地域包括支援センターに、近所の方の認知症の相談をしたところ、職員が訪問し話を聞いて、最終的には介護に繋げてくれた。大変助かった。</p> <p>カ 国民年金だけで生活している人でも入れる特養を作してほしい。</p> <p>2 町会・自治会連合会、障がい者団体への説明会</p> <p>25の地区町会・自治会連合会と6つの障がい者団体において、希望があった1団体に対して説明会を実施。また、請求があった9団体に資料136部を配布した。</p> <p>3 パブリックコメント</p> <p>(1) 実施期間</p> <p>10月16日(月)～11月16日(木)</p> <p>(2) 実施結果(速報)</p> <p>674件(個人674件、法人0件)</p> <p><参考>令和2年度実施結果 440件(個人438件、法人2件)</p> <p>(3) 主な意見・要望等</p> <p>ア 介護保険料を値上げしないほしい。</p> <p>イ 利用料を軽減してほしい。</p> <p>ウ 特別養護老人ホームを増設してほしい。</p>		日時	場所	参加人数	①	10月17日(火)19時～	江北地域学習センター	15人	②	10月21日(土)14時～	竹の塚地域学習センター	20人	③	10月24日(火)14時～	生涯学習センター	14人	④	10月27日(金)14時～	保塚地域学習センター	10人	⑤	10月29日(日)14時～	勤労福祉会館	15人	⑥	10月31日(火)19時～	梅田地域学習センター	15人	合計		6回開催	89人
	日時	場所	参加人数																														
①	10月17日(火)19時～	江北地域学習センター	15人																														
②	10月21日(土)14時～	竹の塚地域学習センター	20人																														
③	10月24日(火)14時～	生涯学習センター	14人																														
④	10月27日(金)14時～	保塚地域学習センター	10人																														
⑤	10月29日(日)14時～	勤労福祉会館	15人																														
⑥	10月31日(火)19時～	梅田地域学習センター	15人																														
合計		6回開催	89人																														

エ 介護職の処遇改善をしてほしい。

4 今後の方針

令和6年1月29日開催予定の第5回介護保険・障がい福祉専門部会、2月6日開催予定の第3回地域保健福祉推進協議会において、パブリックコメントの意見・要望等に対する区の考え方を報告する予定。

パブリックコメントの実施結果や介護保険・障がい福祉専門部会等での審議、国の介護報酬改定等に向けた議論を踏まえ、本計画案を作成していく。

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	「すこやかプラザ あだち」新築工事の工事期間延伸について																						
所管部課	衛生部 衛生管理課、足立保健所 江北保健センター																						
内容	<p>令和4年度より「すこやかプラザ あだち」の新築工事を進めているところであるが、以下の理由により工事を延伸する必要が生じたため、以下報告する。</p> <p>1 工期延伸の理由</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>延伸期間</th> <th>理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)地中障害物撤去</td> <td>2か月</td> <td>旧上沼田中学校校庭からコンクリート殻等の地中障害物撤去処分が538t発生したため。</td> </tr> <tr> <td>(2)無電柱化するための電線共同溝工事不調</td> <td>1か月</td> <td>躯体工事開始前に共同溝工事は完成の予定であったが、入札不調になり着手が遅れた。そのため、躯体工事車両動線が重複し、作業効率の低下が見込まれるため。</td> </tr> <tr> <td>(3)追加工事対応 ※1</td> <td>1か月</td> <td>コロナ禍により中断していた将来的な施設のあり方や運営方法についての庁内検討が改めて再開し、協議していく中で、必要な最新設備機器や内外装材が追加となったため。</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 ICT機器(大型スクリーン、音響設備)、顔認証電子錠システム、内外装仕上げ材の変更、駐車場精算システムの変更等</p> <p>2 工期・施設オープン時期の変更</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>現在</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)工期</td> <td>令和6年6月29日まで</td> <td>【建築】 令和6年10月31日まで 【電気・給排水・空調設備】 令和6年11月15日まで ※ 約4か月延伸</td> </tr> <tr> <td>(2)施設オープン時期</td> <td>令和6年度秋</td> <td>令和7年1月中旬</td> </tr> </tbody> </table>			延伸期間	理由	(1)地中障害物撤去	2か月	旧上沼田中学校校庭からコンクリート殻等の地中障害物撤去処分が538t発生したため。	(2)無電柱化するための電線共同溝工事不調	1か月	躯体工事開始前に共同溝工事は完成の予定であったが、入札不調になり着手が遅れた。そのため、躯体工事車両動線が重複し、作業効率の低下が見込まれるため。	(3)追加工事対応 ※1	1か月	コロナ禍により中断していた将来的な施設のあり方や運営方法についての庁内検討が改めて再開し、協議していく中で、必要な最新設備機器や内外装材が追加となったため。		現在	変更後	(1)工期	令和6年6月29日まで	【建築】 令和6年10月31日まで 【電気・給排水・空調設備】 令和6年11月15日まで ※ 約4か月延伸	(2)施設オープン時期	令和6年度秋	令和7年1月中旬
	延伸期間	理由																					
(1)地中障害物撤去	2か月	旧上沼田中学校校庭からコンクリート殻等の地中障害物撤去処分が538t発生したため。																					
(2)無電柱化するための電線共同溝工事不調	1か月	躯体工事開始前に共同溝工事は完成の予定であったが、入札不調になり着手が遅れた。そのため、躯体工事車両動線が重複し、作業効率の低下が見込まれるため。																					
(3)追加工事対応 ※1	1か月	コロナ禍により中断していた将来的な施設のあり方や運営方法についての庁内検討が改めて再開し、協議していく中で、必要な最新設備機器や内外装材が追加となったため。																					
	現在	変更後																					
(1)工期	令和6年6月29日まで	【建築】 令和6年10月31日まで 【電気・給排水・空調設備】 令和6年11月15日まで ※ 約4か月延伸																					
(2)施設オープン時期	令和6年度秋	令和7年1月中旬																					

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

<p>件名</p>	<p>「足立区第3期データヘルス計画（案）」に関するパブリックコメントの実施について</p>
<p>所管部課</p>	<p>衛生部 データヘルス推進課</p>
<p>内容</p>	<p>「足立区第3期データヘルス計画（案）」に関するパブリックコメントの実施について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 パブリックコメントの実施</p> <p>(1) 募集期間 令和5年12月25日（月）～令和6年1月23日（火）</p> <p>(2) 周知方法及び閲覧配布 ア あだち広報12月25日号、区ホームページ及びSNSによる周知 イ データヘルス推進課、区民事務所、中央図書館、区政情報課、政策経営課にて資料を閲覧、配布する。</p> <p>2 計画の位置づけ</p>

3 第3期データヘルス計画の概要

- (1) 足立区国民健康保険被保険者の「健康寿命の延伸」、「医療費の適正化」を目的とする。
- (2) 国の指針に従い、令和6年度から11年度までの6年間の計画期間とし、「特定健康診査等実施計画」と一体的に策定する。
- (3) 特定健康診査・特定保健指導の結果やレセプトデータ等、健康・医療情報から健康課題を抽出した。
- (4) 抽出した健康課題に対する対策として、以下の3点に重点を置く。
 - ア 若年者～50歳代の特定健診受診率向上
 - イ 糖尿病発症・重症化予防、虚血性心疾患予防
 - ウ 庁内連携によるデータヘルスの推進
- (5) 被保険者の特性に応じたきめ細かい保健事業を、PDCAサイクルに沿って実施する。

4 スケジュール

令和6年3月 パブリックコメントに対する区の考え方を公表
「足立区第3期データヘルス計画」策定

5 今後の方針

健康あだち21専門部会に諮り、計画を策定していく。

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・**報告事項**・情報連絡事項>

<p>件名</p>	<p>「健康あだち21（第三次）行動計画（案）」に関するパブリックコメントの実施について</p>
<p>所管部課</p>	<p>衛生部 こころとからだの健康づくり課</p>
<p>内容</p>	<p>「健康あだち21（第三次）行動計画（案）」に関するパブリックコメントの実施について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 パブリックコメントの実施</p> <p>(1) 募集期間 令和5年12月25日（月）～令和6年1月23日（火）</p> <p>(2) 周知方法及び閲覧配布 ア あだち広報12月25日号、区ホームページ及びSNSによる周知 イ こころとからだの健康づくり課、区民事務所、中央図書館、区政情報課、政策経営課にて資料を閲覧、配布する。</p> <p>2 計画の位置づけ</p>

3 第三次行動計画策定（案）概要

- (1) 国の健康日本21（第三次）と同じく、令和6年度から17年度までの12年間としている。
- (2) 第二次行動計画から見えた健康寿命の延伸、野菜摂取量の増加などの成果と、都や国より健康寿命の延伸幅が短い、肥満傾向が増加など課題を確認する。
- (3) 引き続き糖尿病対策に重点を置き、健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指す。また、この計画とともに「糖尿病対策アクションプラン」も改定し、健康づくり施策全体を牽引する。
- (4) 第二次計画までの「地域保健・学校保健との連携」に続く取り組みとして「産業保健との連携」を深め、働き世代の健康づくりを加えるなど、更に重層的な施策を進める。また、次のライフステージへの連続性を意識した視点で予防活動を展開し、生涯を通じて健やかに暮らせるまちを目指す。

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年3月 パブリックコメントに対する区の考え方を公表
「健康あだち21（第三次）行動計画」策定

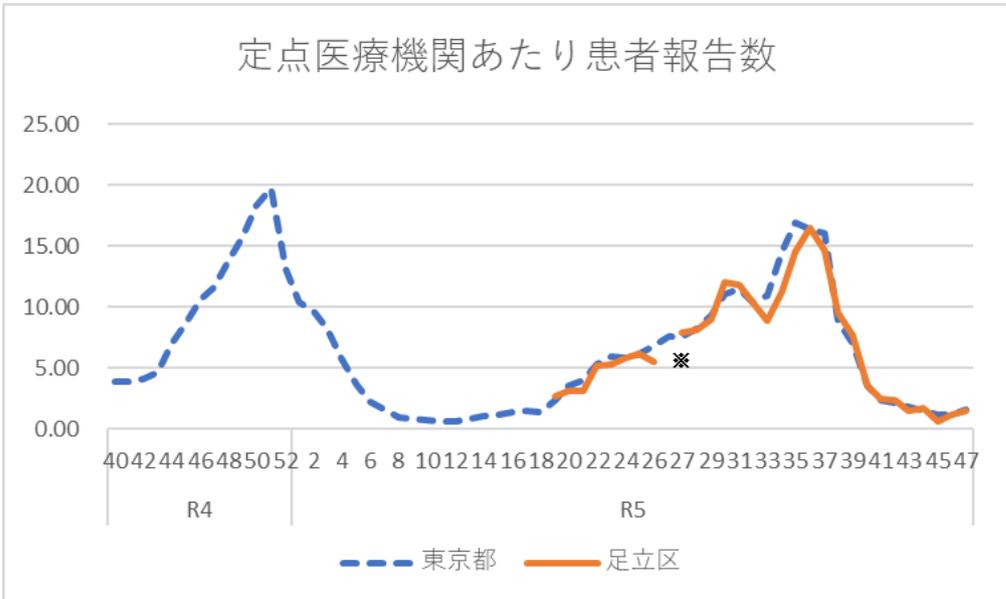
5 今後の方針

健康あだち21専門部会に諮り、計画を策定していく。

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・**報告事項**・情報連絡事項>

<p>件名</p>	<p>足立区における新型コロナウイルス感染症発生状況等について</p>																											
<p>所管部課</p>	<p>衛生部 感染症対策課、福祉部 障がい福祉課、介護保険課</p>																											
<p>内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の区内発生状況、および令和5年5月8日に感染症法上の位置づけが5類（季節性インフルエンザと同等）に移行したことに伴う対応について、下記のとおり報告する。</p> <p>1 新型コロナウイルス感染症発生状況について</p> <p>新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことに伴い、全体の流行状況を把握するため、都が指定した医療機関が診断した患者数等を報告する定点報告に変更されている。</p> <p>流行状況については、都がとりまとめ、毎週木曜日に公表される。</p> <p>(1) 区内発生状況について（週次）</p> <p>区内指定20医療機関からの報告数は以下のとおり（第47週）。</p> <table border="1" data-bbox="443 1115 1449 1328"> <thead> <tr> <th rowspan="2">期 間</th> <th colspan="3">足 立 区</th> <th colspan="3">東 京 都</th> </tr> <tr> <th>報告数</th> <th>指定医療機関数</th> <th>指定医療機関あたりの報告数</th> <th>報告数</th> <th>指定医療機関数</th> <th>指定医療機関あたりの報告数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>46週 11月13日（月）～ 11月19日（日）</td> <td>24</td> <td>20</td> <td>1.20</td> <td>486</td> <td>415</td> <td>1.17</td> </tr> <tr> <td>47週 11月20日（月）～ 11月26日（日）</td> <td>30</td> <td>20</td> <td>1.50</td> <td>644</td> <td>414</td> <td>1.56</td> </tr> </tbody> </table> <p>(参考)</p>  <p>※ 第27週から足立区定点医療機関変更</p>	期 間	足 立 区			東 京 都			報告数	指定医療機関数	指定医療機関あたりの報告数	報告数	指定医療機関数	指定医療機関あたりの報告数	46週 11月13日（月）～ 11月19日（日）	24	20	1.20	486	415	1.17	47週 11月20日（月）～ 11月26日（日）	30	20	1.50	644	414	1.56
期 間	足 立 区			東 京 都																								
	報告数	指定医療機関数	指定医療機関あたりの報告数	報告数	指定医療機関数	指定医療機関あたりの報告数																						
46週 11月13日（月）～ 11月19日（日）	24	20	1.20	486	415	1.17																						
47週 11月20日（月）～ 11月26日（日）	30	20	1.50	644	414	1.56																						

(2) 区内年齢別内訳（11月20日～11月26日）

国内の感染状況が落ち着き、人の動きが活発となっていることから、比較的活動量が多い世代の患者が多い。

～5か月	～1歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳
0	0	3	0	0	1	1	0	0	0
9歳	10～14歳	15～19歳	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳以上
1	3	2	0	2	5	3	5	3	1

(3) 今後の方針

流行状況の迅速な把握に努め、継続して医師会や医療機関との情報共有を図る。また、高齢者施設等での集団感染発生時の調査、指導等を適切に実施し、感染拡大防止、再発防止に努めていく。

新型コロナウイルス感染症は減少した一方、インフルエンザ、咽頭結膜炎（プール熱）、マイコプラズマ肺炎等が小児を中心に流行の兆しがみられるため、学校を通じて手洗い等の予防策を周知していく。

2 抗原検査キット購入費用補助事業の実施状況について

感染への早期対応、不安払拭及び医療機関のひっ迫回避のため、令和5年5月8日から実施している抗原検査キット購入費用補助事業について、令和5年10月1日より対象拡大、及び実施期間延長を行い、区民への普及を図っている。

(1) 対象

6歳以上の区民

(2) 事業実施期間

令和5年5月8日（月）から令和6年3月17日（日）

(3) 購入可能な区内薬局（足立区薬剤師会加入協力薬局）

106薬局（令和5年12月1日現在）

(4) 販売状況

累計14,619個（令和5年5月8日から10月31日）

令和5年10月1日より対象拡大した結果、10月分の販売実績は2,774個となった。

(5) 今後の方針

区ホームページ、あだち広報等を活用し、区民へ幅広く周知し制度利用を推進するとともに、区民利便性向上に向け、薬剤師会の協力のもと販売薬局の拡充を図る。

3 5類移行に伴う区民等への支援策の段階的な移行について

(1) 国の方針で、令和6年3月31日まで延長される支援策

ア コロナ治療薬、入院医療費の公費支援

医療保険の自己負担割の区分ごとに負担額を設定

	区分	自己負担額
コロナ治療薬	1割負担	3,000円
	2割負担	6,000円
	3割負担	9,000円
入院治療費	高額療養費制度の自己負担額から1万円を減額	

イ 施設職員に対する集中的検査

国の方針を踏まえ、都は、高齢者施設、障がい者施設等の職員を対象とした集中的検査の継続実施の方針を示しており、区も都の動向を踏まえ、必要な対応を実施する。

(2) 区独自事業で当面の間、継続する支援策（予定）

ア 足立区発熱電話相談センター

イ 休日応急診療所におけるPCR検査体制支援（日曜、祝日）

ウ 高齢者施設・障がい者（児）施設等におけるPCR検査等の費用補助（令和5年11月30日終了を令和6年3月31日終了に変更）

(3) 今後の方針

区医師会と継続的に今後の対応について協議を行っていく。

令和 5 年度 第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

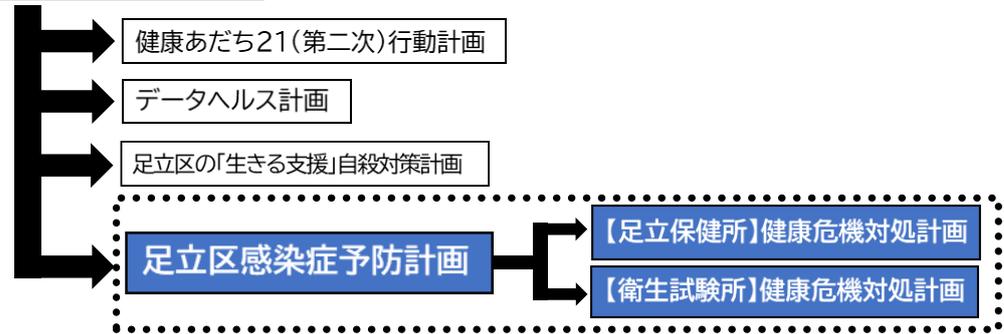
令和 5 年 1 2 月 2 2 日

＜審議事項・**報告事項**・情報連絡事項＞

件名	足立区感染症予防計画、及び健康危機対処計画の策定について
所管部課	衛生部 感染症対策課
内容	<p>足立区感染症予防計画、及び健康危機対処計画の策定について、以下のとおり報告する。</p> <p>1 概要</p> <p>(1) 足立区感染症予防計画（計画期間：令和 6 年～令和 1 1 年） 平時からの計画的な保健・医療提供体制の整備を図るため、令和 4 年の感染症法の改正により、保健所設置市等（特別区を含む）において、新たに都道府県の計画と整合性を保った計画の策定が義務付けられた。</p> <p>(2) 健康危機対処計画（計画期間：令和 6 年～ 適宜見直し） 令和 4 年の地域保健法改正に基づく、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」により策定が示された。予防計画の実行性を高めるため、新たな感染症の流行発生に備えた実践的な手引き、マニュアルの位置付け。</p> <p>2 足立区感染症予防計画の主な内容</p> <p>感染症予防計画には、以下 7 項目の記載が必須とされており、内容は東京都予防計画と整合性を保ちつつ、策定していく。</p> <p>(1) 感染症発生の予防、まん延防止のための施策 (2) 検査の実施体制及び検査能力の向上 (3) 患者の移送のための体制確保 (4) 外出自粛対象者の療養生活の環境整備 (5) 人材育成及び資質の向上 (6) 保健所の体制確保 (7) 緊急時の感染症発生の予防及びまん延防止、検査、医療提供</p> <p>3 健康危機対処計画の主な内容</p> <p>上記感染症予防計画の実行性を高めるために数値目標等を定め策定していく。</p> <p>(1) 平時における保健所体制整備 (2) 感染症流行発生時の各フェーズにおける区の対策</p>

4 計画の位置づけ

足立区保健衛生計画



5 策定スケジュール

	足立区感染症予防計画	(参考) 東京都感染症予防計画
令和5年10月	計画案作成	第3回～第5回 予防計画協議部会
11月	議会報告① (計画策定)	第2回 感染症予防医療対策審議会
12月	議会報告② 中間まとめ案(パブリック コメント用)	パブリックコメント 関係団体へ意見照会
令和6年 1月	パブリックコメント	
2月	関係団体へ意見照会	
3月	計画案完成 議会報告③	第3回 感染症予防医療対策審議会
4月	計画施行	計画施行

6 パブリックコメントの実施

(1) 募集期間

令和6年1月1日(月)～令和6年1月30日(火)

(2) 周知方法及び閲覧配布

- ア あだち広報12月25日号、区ホームページ及びSNSによる周知
- イ 感染症対策課、区民事務所、中央図書館、区政情報課、政策経営課にて資料を閲覧、配布する。

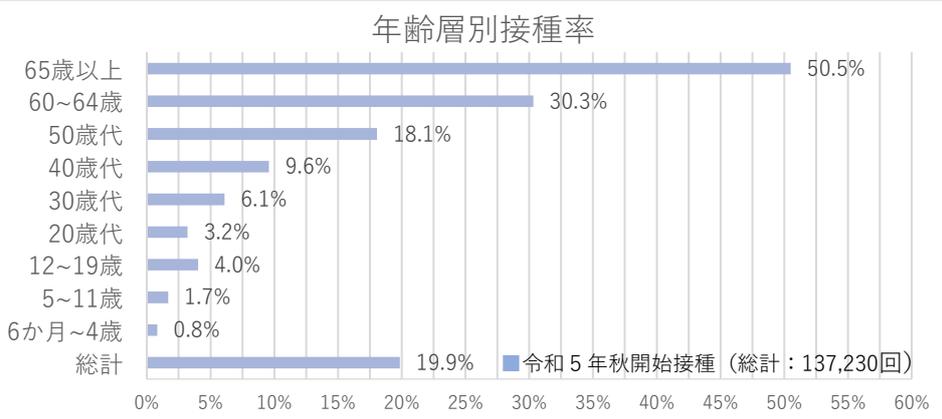
7 今後の方針

東京都の計画と整合性を図るため、東京都の計画策定の動向を踏まえ策定作業をすすめ、令和6年4月施行を目指す。

令和 5 年度 第 2 回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和 5 年 1 2 月 2 2 日

< 審議事項・報告事項・情報連絡事項 >

件名	新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗状況について																						
所管部課	衛生部 新型コロナウイルスワクチン接種担当課																						
内容	<p>1 令和 5 年秋開始接種の状況について (令和 5 年 1 2 月 5 日現在)</p>  <table border="1"> <caption>年齢層別接種率</caption> <thead> <tr> <th>年齢層</th> <th>接種率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>65歳以上</td> <td>50.5%</td> </tr> <tr> <td>60~64歳</td> <td>30.3%</td> </tr> <tr> <td>50歳代</td> <td>18.1%</td> </tr> <tr> <td>40歳代</td> <td>9.6%</td> </tr> <tr> <td>30歳代</td> <td>6.1%</td> </tr> <tr> <td>20歳代</td> <td>3.2%</td> </tr> <tr> <td>12~19歳</td> <td>4.0%</td> </tr> <tr> <td>5~11歳</td> <td>1.7%</td> </tr> <tr> <td>6か月~4歳</td> <td>0.8%</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td>19.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>■ 令和 5 年秋開始接種 (総計: 137,230回)</p> <p>2 予約サポート窓口等の運用の一部変更について</p> <p>令和 5 年秋開始接種の進捗や利用者減少の現状を踏まえ、次のとおり運用を変更する。</p> <p>なお、変更内容はあだち広報や区ホームページ等で周知していく。</p> <p>(1) 予約サポート窓口 (区役所中央館 2 階)</p> <p>1 2 月 2 8 日 (木) をもって終了し、足立区コロナワクチン予約・相談ダイヤルの利用を周知する。</p> <p>(2) 足立区コロナワクチン予約システム</p> <p>継続して運用する。</p> <p>(3) 足立区コロナワクチン予約・相談ダイヤル</p> <p>継続して運用する (コールセンター体制は縮小)。</p> <p>3 令和 6 年度以降の接種について</p> <p>国から新たに以下の方針が示された。今後も、国や東京都の動向を注視し、医師会とも協議しながら予算編成などの準備を進めていく。</p> <p>(1) 新型コロナウイルス感染症を予防接種法上の B 類疾病に位置づけ、同法に基づく定期接種として実施する。</p> <p>(2) 対象者は予防接種法上、季節性インフルエンザワクチン等における接種と同様の 6 5 歳以上の方、6 0 歳以上 6 5 歳未満で心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障がい、またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい等を有する方とする。</p> <p>(3) 年一回の接種を秋冬に実施する。</p>	年齢層	接種率	65歳以上	50.5%	60~64歳	30.3%	50歳代	18.1%	40歳代	9.6%	30歳代	6.1%	20歳代	3.2%	12~19歳	4.0%	5~11歳	1.7%	6か月~4歳	0.8%	総計	19.9%
年齢層	接種率																						
65歳以上	50.5%																						
60~64歳	30.3%																						
50歳代	18.1%																						
40歳代	9.6%																						
30歳代	6.1%																						
20歳代	3.2%																						
12~19歳	4.0%																						
5~11歳	1.7%																						
6か月~4歳	0.8%																						
総計	19.9%																						

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

<審議事項・報告事項・情報連絡事項>

件名	第3期子ども・子育て支援事業計画の策定について
所管部課	子ども家庭部 子ども政策課
内容	<p>「足立区子ども・子育て支援事業計画」は第2期計画（5年間）が令和6年度をもって終了する。については、第3期にあたる令和7年度～11年度の同計画のニーズ調査及び策定作業を、以下のとおり実施する。</p> <p>1 目的 多様で質のよい保育サービスの提供、地域における子ども・子育て支援（学童保育室や子育てサロン等）の取り組みを進めていくため。</p> <p>2 計画の位置付け 本計画は子ども・子育て支援法に定められている地方版子ども・子育て支援事業計画にあたるとともに、足立区基本計画の分野別計画に位置付けているものである。</p> <p>3 概要</p> <p>(1) ニーズ調査 本計画の策定に必要となる、子育て世帯の保護者の就労状況や教育・保育施設等の利用に関する意向、その他の実状を把握するため、国から示された方針に従い、アンケートを実施する。</p> <p>ア 対象 就学前児童の保護者 6,750件 小学1～6年生の保護者 3,200件 (いずれも前回と同規模)</p> <p>イ 内容 国が指定する質問内容を中心に調整・作成する。</p> <p>ウ 調査方法 (ア) 配布：郵送 (イ) 回収：郵送およびオンライン</p> <p>(2) 計画策定 第2期計画をベースに、下記に留意しながら、「ニーズ調査」の結果を反映させて策定する。</p> <p>ア コンサルタント事業者を活用して計画を策定する。 イ 基本計画との整合を図るとともに、関係所管と十分に情報と意見を交換しながら作業する。 ウ 足立区地域保健福祉推進協議会（以下「推進協」という。）及び国の定める「地方版子育て会議」に位置する子ども支援専門部</p>

会からの意見聴取及び討議を反映した上で内容を検討する。
エ パブリックコメントを実施する。

4 策定スケジュール（予定）

令和6年	1～	2月	ニーズ調査の実施
		3月	集計・分析
	4～	7月	第2期計画の検証及び第3期計画骨子案の作成
	8～	10月	各施策を実現していくための指標の見直し及び計画素案の作成
	11月		パブリックコメントの実施
	12月		計画案を推進協へ報告
令和7年	3月		計画最終版を推進協へ報告
	4月		計画策定

5 今後の方針

こども計画も視野に入れながら、進めていく。また、各工程において、子ども支援専門部会の意見を聞きながら進めていく。

令和5年度 第2回 足立区地域保健福祉推進協議会 資料

令和5年12月22日

＜審議事項・報告事項・情報連絡事項＞

件名	家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について
所管部課	子ども家庭部 子ども施設入園課
内容	<p>児童福祉法及び子ども・子育て支援法に基づき、認可手続き及び利用定員の確認を行うにあたり、子ども支援専門部会で審議いただいた結果について報告する。</p> <p>1 審議結果 家庭的保育事業の認可手続き及び利用定員の確認について、異論なく承認された。</p> <p>2 付議内容</p> <p>(1) 認可理由 家庭的保育事業における事業の継承 現在開業中の家庭的保育事業者が、定年等により保育補助者（以下「事業継承者」と言う。）に事業を継がせたいという意向があったため、令和4年度の子ども施設指定管理者等選定審査会において事業継承者が家庭的保育者に認定された。 このたび、2事業者が事業の継承の準備が整ったので、該当の事業継承者について認可手続きを行う。</p> <p>(2) 認可適合基準 認可者である区が審査した結果、認可基準に適合していることを確認した（別紙1・2）。</p> <p>(3) 事業継承者 ア 氏名：荒井 美夏 所在地：足立区古千谷本町三丁目5番15号 定員：5名 イ 氏名：鴨下 優美 所在地：足立区古千谷本町二丁目5番30号106 定員：5名</p> <p>(4) 認可年月日 令和6年4月1日</p> <p>3 利用定員の確認について 職員配置及び面積基準に問題がないため、申請のとおり利用定員を確認する。</p>

家庭的保育事業審議資料

No.	氏名	所在地	分類	定員	職員配置 基準 ※1	保育室面積 ※2		給食 ※3	財務状況 ※4
						基準(m ²)	実際(m ²)		
1	荒井 美夏	足立区古千谷本町 3-5-15	事業継承者	5	適合	16.5	19.6	自園調理	良好
2	鴨下 優美	足立区古千谷本町 2-5-30-106	事業継承者	5	適合	16.5	16.5	自園調理	良好

※1 【職員配置基準】

家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は3人以下とする。
ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者とともに保育する場合には5人以下とする。

※2 【保育室面積】

保育室の面積は9.9m²以上であること。
ただし、保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9m²に3人を超える人数1人につき3.3m²を加えた面積とする。

※3 【給食】

調理員が家庭的保育事業内の調理設備又は調理室で調理し、提供を行う。
ただし、規定を満たす搬入施設からの給食の搬入も認められる。

※4 【財務状況】

収支予算書、納税証明書、財務情報等の公表において、家庭的保育事業を行うために必要な経済的基礎があることを確認する。

家庭的保育事業の継承にあたっての審査結果

(令和4年10月14日 第2回足立区子ども施設指定管理者等選定審査会)

審査項目	視点	事業継承者氏名	
		荒井 美夏	鴨下 優美
筆記試験	家庭的保育者養成研修(基礎研修、認定研修)で学習した内容	95.0%	90.0%
作文	①家庭的保育者の役割を理解し、自覚と責任感が表れている。 ②どのような保育がしたいというビジョンが明確に表れている。 ③家庭(保護者)支援についての視点がしっかりと加わっている。 など	76.8%	77.2%
保育園 実習	①子どもの健康状態や環境の清潔について理解ができたか。 ②子どもの事故防止や環境への配慮について理解ができたか。 ③乳児の発達経過や個人差等についてある程度理解できたか。 など	86.0%	86.0%
ヒアリング	①家庭的保育事業に対する熱意と意欲、誠実さがある。 ②災害、事故、疾病等に適切な対応ができる危機管理能力がある。 ③園児の安全(施設整備・防犯)、衛生・健康管理が適切である。 など	74.6%	76.7%
総合評価		83.1%	82.5%

※ 各割合は得点率を示す。

※ 個別の項目で概ね7割に満たない場合又は総合評価点数が7割に満たない場合は事業継承者として承認しない。